

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	1 - 3
法令名	自然公園法	根拠条項	16 - 4 (12)	
許認可等	国立公園事業者たる地位の承継の承認			
(根拠規定)				
自然公園法				
第16条第4項				
<p>第十条第四項及び第五項の規定は第二項の協議及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の協議をした者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国立公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国立公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国立公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国立公園事業の」と、前条第一項中「国立公園の」とあるのは「国立公園の」と読み替えるものとする。</p>				
第12条第1項(準用)				
<p>国立公園事業者である法人が合併(国立公園事業者である法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その国立公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が公共団体である場合にあつては環境大臣に協議したとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者の地位を承継する。</p>				
(許認可等の基準)				
国立公園事業取扱要領(平成18年3月28日付け17自第491号県民環境部長通知)				
第26(譲渡承継の承認の基準)				
1 譲渡承継の承認は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。				
(1) 経済的又は社会的事情により譲渡人の国立公園事業の執行の継続が困難と認められ、又は譲渡承継により国立公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。				
(2) 利用施設事業については、譲渡承継後に特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。				
(3) 利用施設事業については、譲渡承継後に利用上の安全性及び快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。				
(4) 前号に掲げるもののほか、譲渡承継後の施設の管理又は経営の方法が適切であること。				
(5) 譲受人の事業執行能力が確実であること。				
(6) 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、又は新たに得る確実な見込みがあること。				
2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地方局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。				